

基本目標 3 すべての人に安全安心な生活環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いの性を尊重するとともに、その身体的性差について十分に理解を深め、相手に対する思いやりを持ち、生涯にわたり共に心身が健康な生活を営むことができるように配慮されなければなりません。心身の健康は、私たちが自立した生活を営み、自己実現をしていくための基盤となるものです。そのため、生涯にわたり、市民一人一人が自らの健康は自らの力で守るという自覚のもとに、心身とその健康について、正しい知識や情報を得て、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、生涯を通じた包括的で総合的な健康支援の取り組みを推進します。

また、ひとり親世帯や非正規雇用労働者の増加、単身高齢世帯の増加など、社会環境の変化により既存制度の枠組みでは、適切に支援が行き届いていない多様な生活上の困難に置かれている方々に対し、安心して生活ができるよう支援の充実を図ります。

さらに、安心・安全に暮らし、自らの生き方を自らで選び、豊かに生きるといった基本的な人権を大きく侵害している男女間のあらゆる暴力と人権侵害の根絶をめざし、そうした暴力や人権侵害を容認しない社会風土を醸成するための予防教育や意識啓発を推進するとともに、防止対策、被害者支援の充実を図るなど総合的な取り組みを推進します。

重点目標1 生涯を通じた健康の保持・増進に向けた支援

- 施策の方向
- 1 生涯を通じた健康の保持・増進支援の推進
 - 2 妊娠・出産等に関する健康支援

重点目標2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

- 施策の方向
- 1 暴力の根絶に向けた意識啓発
 - 2 被害者相談・支援体制の充実

重点目標3 様々な生活上の困難や課題を抱える方への対応

- 施策の方向
- 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
 - 2 ひとり親家庭等の自立支援の充実
 - 3 高齢者が安心して自分らしく暮らせる環境の整備
 - 4 障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
 - 5 災害により困難に直面するあらゆるニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

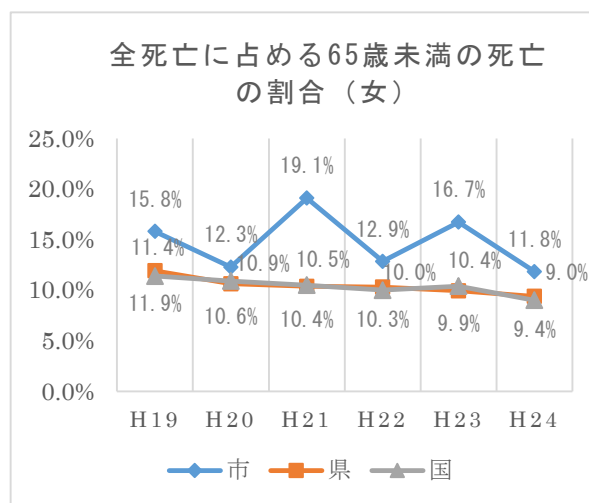
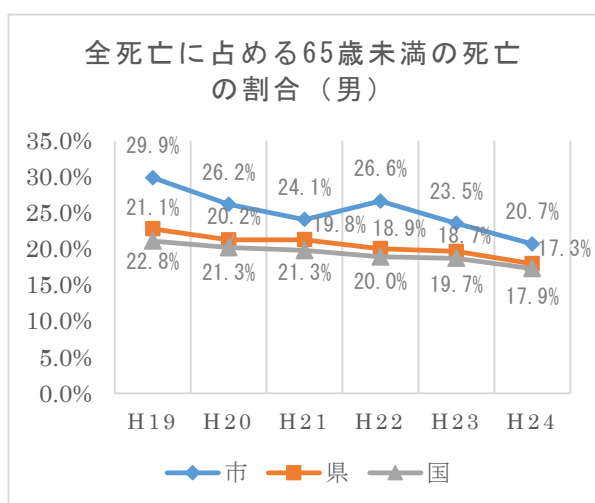
重点目標 1 生涯を通じた健康の保持・増進に向けた支援

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

心身の健康は、幸せで質の高い生活を送るためには欠くことのできないものであり、すべての生き方の基盤になるといっても過言ではありません。健康やそのための健康づくりは一人一人異なるものです。生涯を通じ健康を享受していくためには、市民一人一人が、自らの健康は自らの力で守るという自覚のもとに、自身の健康に関心を持ち、正確な知識と情報を入手し、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう支援を行う必要があります。

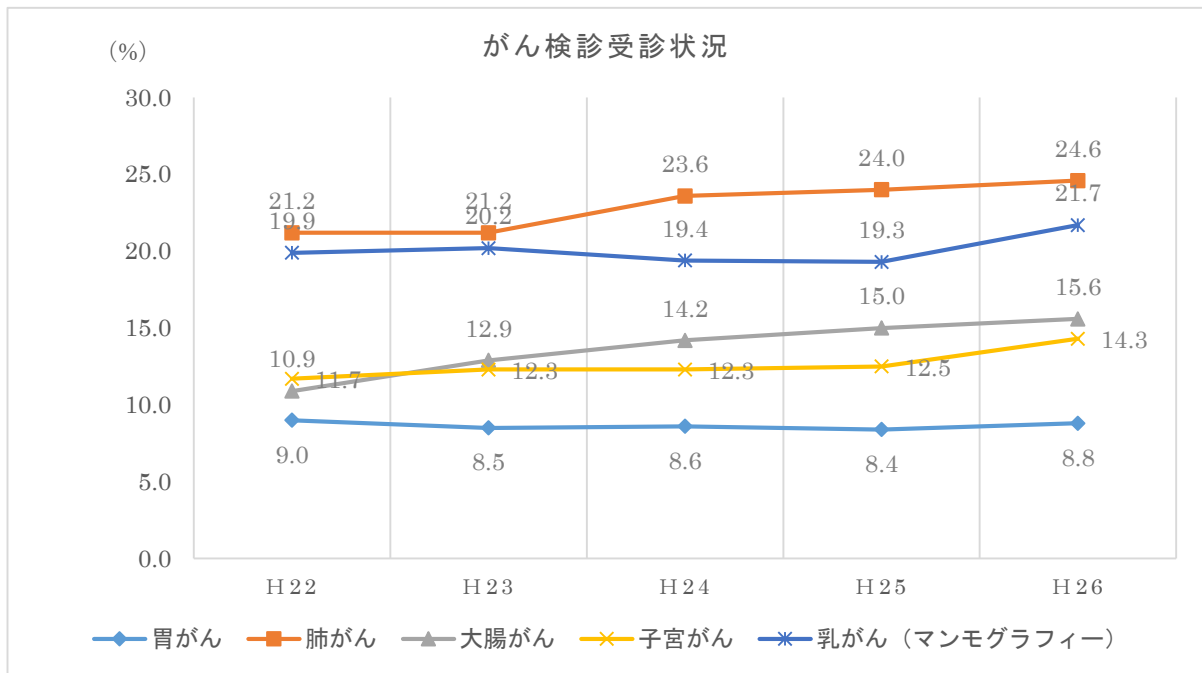
市では、これまでもライフステージに応じて、すべての人が自らの健康状態を知るための機会となる健（検）診をはじめ、その健（検）診結果を自らの健康づくりに活かすための保健指導や健康相談等を実施し、市民の健康的な生活を実践する力の支援に努めてきました。しかしながら、男性においては肥満の割合が高く、男女ともに国や県と比較して、心疾患（虚血性心疾患）や脳血管疾患、糖尿病等による死亡の割合が高い状況にあります。また、がん疾患は鹿嶋市の死亡原因の第1位で、その割合は年々増加傾向となっています。

生活習慣病などによる65歳未満の死亡割合も高く、平均寿命や健康寿命に大きく影響していると考えられます。



【 茨城県保健福祉統計年報 】

がん検診の受診状況を見ると、乳がん検診と子宮がん検診は、平成26年度に「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」を実施し、無料クーポンの配布や受診勧奨をした結果、受診率が大幅に増加しています。その他の検診についても職域の健康保険組合や福利厚生などを活用し、何らかの方法で受診していることが推察されますが、多くの方が受診しているとは言い難い状況です。引き続き、早期発見、早期治療へ結びつけることの重要性を働きかけていくことが必要です。

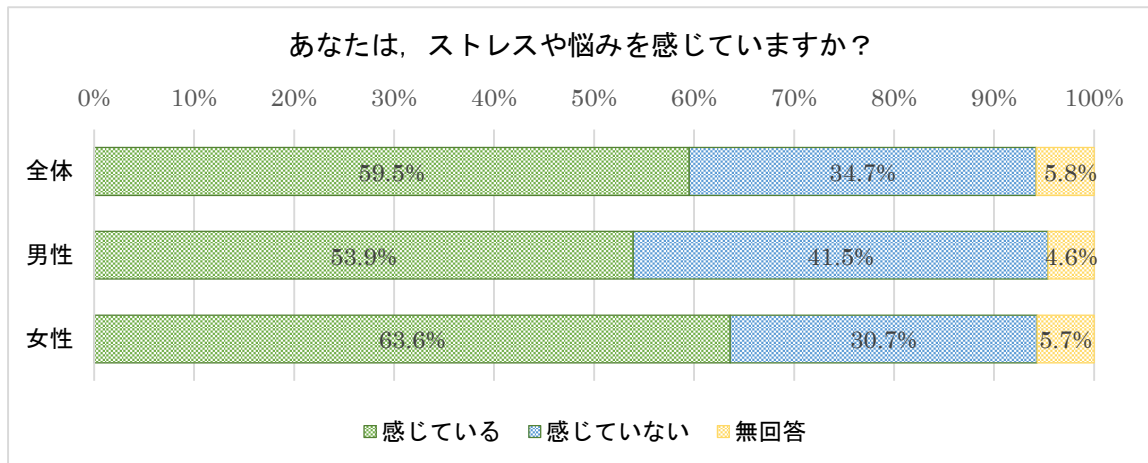


【 健康増進課・保健センター市事業実績 】

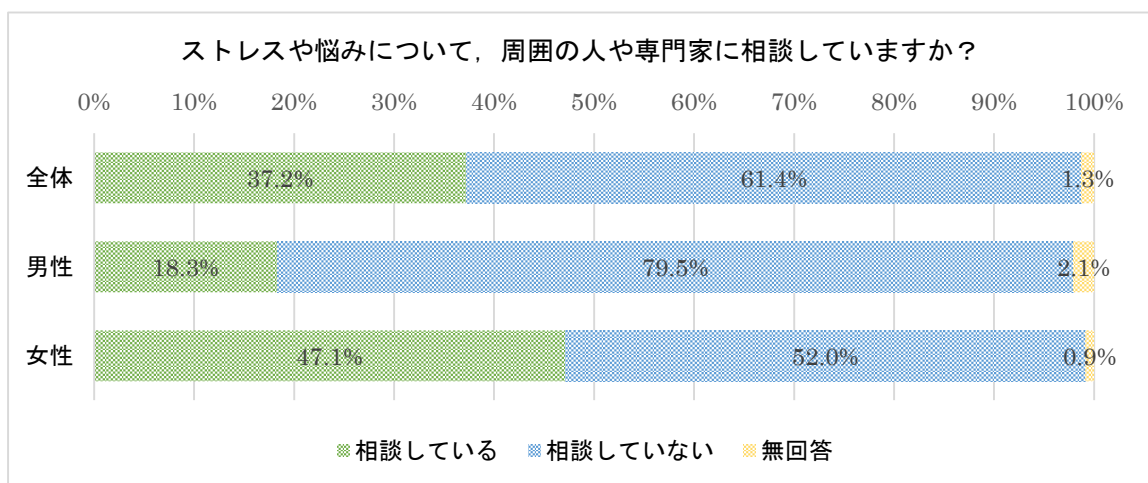
とりわけ女性は、妊娠や出産などにより、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面します。母性保護の充実を図ることはもとより、女性自らが、心と身体の健康について主体的に判断し、自己決定できる（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ；性と生殖に関する健康と権利）ように、正しい知識の普及を図るとともに、家庭・職場・地域において女性の健康管理に配慮した総合的な支援の推進が必要です。

また、性に関する価値観の多様化や情報の氾濫、性犯罪の増加など、児童生徒を取り巻く環境の変化や児童生徒自身の性的早熟の早まりなどを背景に、性的逸脱行動や望まない妊娠、性感染症の増加などの問題も一層深刻化しています。児童生徒がその発達段階や状況に応じて、生命と性の尊さについての学びを深め、性についての正しい自己決定ができる力を身に付けていくことも必要不可欠です。

近年では、人間関係の希薄化や心のゆとりの減少などにより、職場をはじめとする生活のあらゆる場面でストレスを感じている割合が増加傾向にあります。心の健康は、いきいきと自分らしく生きるために不可欠な条件です。男性の多くは、そうした悩みを一人で抱え込む傾向にあります。自分の心の状態に気付き、上手にストレス解消ができるよう情報提供を行うとともに、相談体制を充実させていくことが必要です。



【平成 26 年度健康づくりに関するアンケート調査】



【平成 26 年度健康づくりに関するアンケート調査】

男女共同参画社会の形成のためには、男女が互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を享受できるよう配慮されることが必要です。

特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたって、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性への十分な配慮が必要です。そのため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に配慮するとともに、すべての人にとっての生涯を通じた心身の健康を支援するための総合的な健康支援に取り組む必要があります。

■□■ 目 標 ■□■

自らの健康は自らの力で守るとの自覚を持ち、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、生涯を通じた包括的で総合的な健康支援の取り組みを推進します。特に、女性特有の様々な疾患や健康上の問題については、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立ち、あらゆる場面において配慮されるよう意識啓発を推進します。

施策の方向1 生涯を通じた健康の保持・増進支援の推進

一人一人が生涯を通じて、心身とその健康について、主体的に判断し、その状態に応じて適切に自己管理し、健康でいられるために、健康づくりに関する情報や健康相談、健診の機会を提供するとともに、健診結果に応じ必要な保健指導などを行います。特に女性は、妊娠や出産、女性特有の更年期疾患などを経験する可能性があるなど、生涯にわたって男性とは異なる女性特有の健康上の問題に直面することについて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立ち、家庭や地域、職場などにおいて配慮されるよう、正しい知識の普及啓発を行うとともに、性別に応じた的確な医療や健康支援が受けられるよう総合的な取り組みを推進します。

【具体的な施策】

- 生活習慣病予防や重症化予防のため取り組みの推進
- 心の健康づくりなど自殺予防のための総合的な取り組みの推進
- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての広報・啓発
- 生涯にわたる女性特有の健康上の問題に対する各種講座の開催や情報の提供
- 女性特有の疾病に対する検診、相談の充実
- 生涯スポーツ活動の推進

＜指標項目＞

8. 特定健康診査の受診率の向上

現状	5年後
32.5%	→ 60.0%

9. がん検診等受診率の向上

	現状	5年後
乳がん検診	17.1% (40.8%) ※	→ 50.0%
子宮がん検診	18.9% (41.6%) ※	→ 50.0%
肺がん検診	20.5% (35.1%) ※	→ 50.0%

※ 実績値は市で実施する検診への受診率。()内の数値はH26年度健康づくりアンケート調査結果で、市で実施する検診の他、会社や個人的に実施したものを含んだ受診率。

施策の方向2 妊娠・出産等に関する健康支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重し、次世代を担う健やかな子どもを安心・安全に生み育てることができるよう、母子保健の増進を図るとともに、不妊に悩む夫婦に対して、相談や経済的負担の軽減などの支援を行います。また、性に関する価値観の多様化や情報の氾濫、性犯罪の増加など、児童生徒を取り巻く環境の変化や児童生徒自身の性的早熟の早まりなどを背景に、性的逸脱行動や望まない妊娠、性感染症の増加などの問題も一層深刻化しています。そのため、児童生徒の発達段階に応じて、生命と性に関する教育を推進し、性についての正しい自己決定ができる力を身につけることが必要です。

【具体的な施策】

- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての広報・啓発（再掲）
- 発達段階に応じた生命と性教育の推進
- 母子保健事業の充実
- 不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担の軽減のための施策の実施

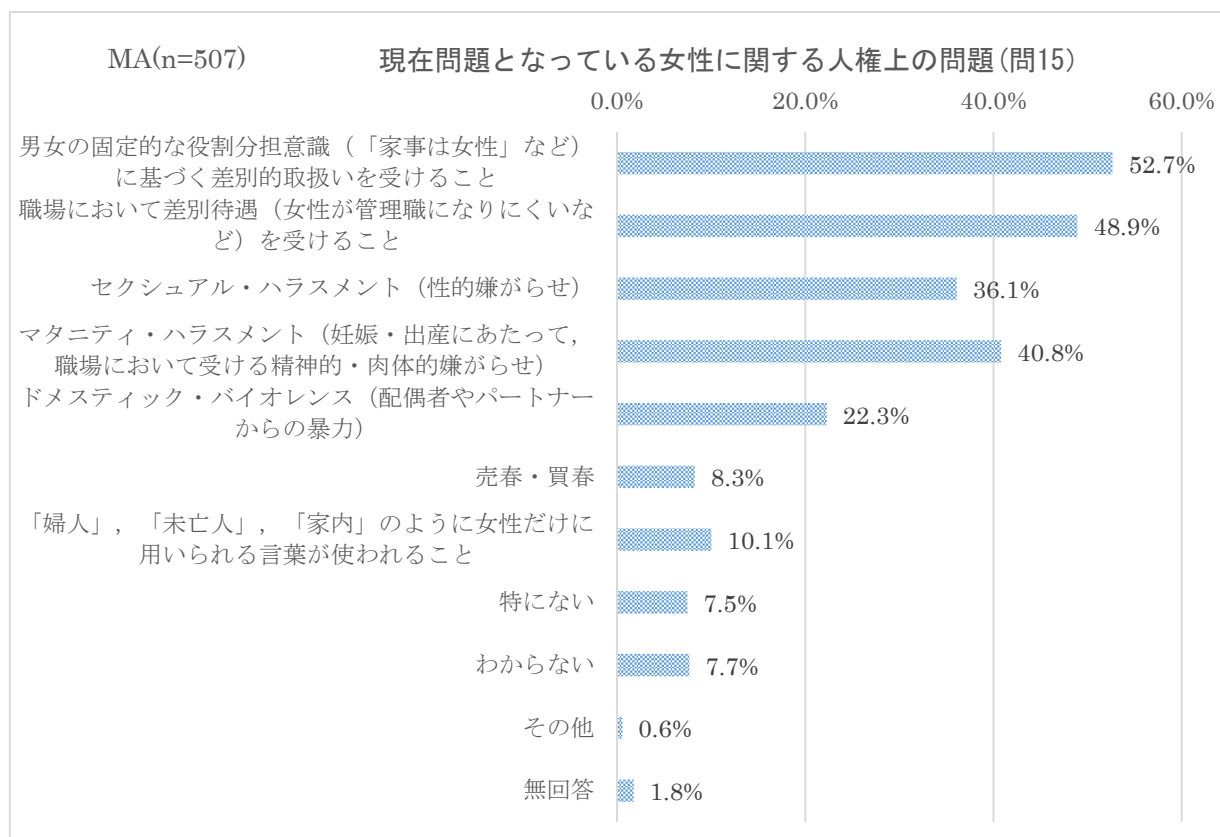
重点目標 2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

すべての人は、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び、豊かに生きる権利を持っています。しかしながら、その人権を侵害するものとして、犯罪行為となる行為をも含む暴力が深刻な社会問題となっています。

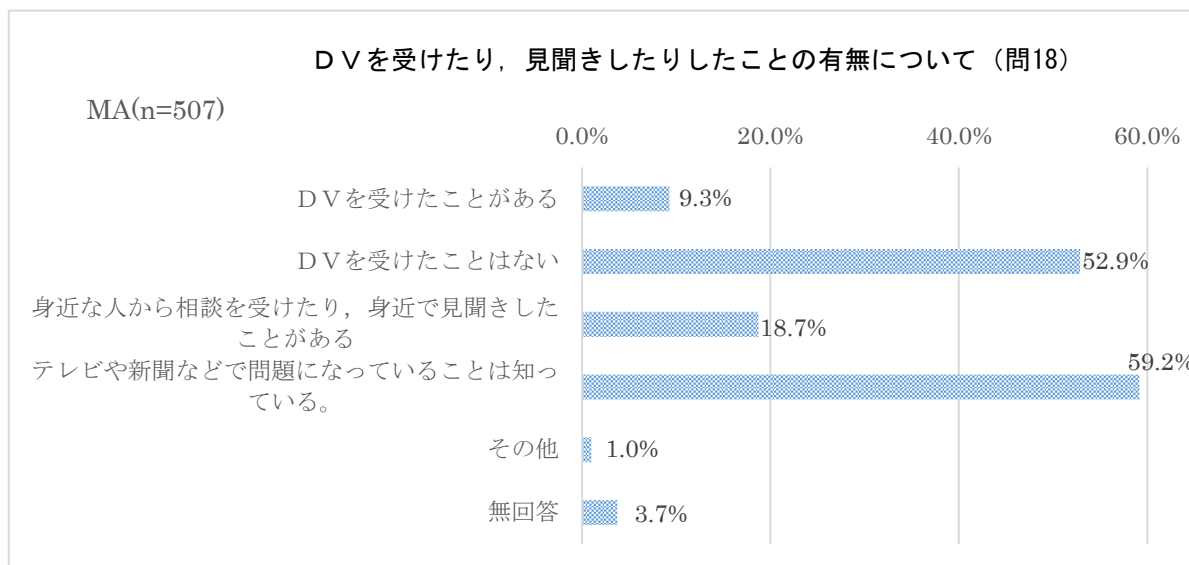
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）やストーカー行為等の被害は依然として深刻な社会問題となっており、近年におけるSNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力や性犯罪等の発生など、さらに多様化してきています。また、若年世代におけるデートDVやリベンジポルノなども大きな社会問題となっています。

市民意識調査において、「現在問題となっている女性に関する人権上の問題」についてうかがったところ、「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱い」が最も高く52.7%でした。また「職場において差別待遇を受けること」が48.9%、「マタニティ・ハラスメント」が40.8%と職場における差別への意識も高い傾向にありました。また、男女共同参画社会を実現するために市の施策に望むこととして「職場における男女の均等な取り扱いについて企業や経営者に向けた意識啓発」が35.7%でした。



また、「ドメスティック・バイオレンスの経験」をうかがったところ、9.5%の方が「受けたことがある」と答え、「身近な人から相談を受けたり身近で見聞きしたりしたことがある」と答えた方が18.7%いました。受けたことがあると答えた方のうち、どこかに相談したかについては、6.4%の方が「警察に連絡・相談した」と答え、36.2%の方が「どこにも相談しなかった」と回答しました。どこにも相談しなかった方にその理由をたずねると「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから」が58.8%で最も高く、「どこ（誰）に相談してよいかわからなかったから」と答えた方は23.5%いました。一方で「自分にも悪いところがあると思ったから」(35.3%)、「世間体が悪いから」(35.3%)といった回答もありました。

若年世代においては、「NPO法人ウィメンズネットらいず」が、茨城県内16高校と3大学で平成26年6月から平成27年3月に実施したデートDVに関する出前講座の参加者アンケート（有効回答者数3,069人、男性：1,409人、女性：1,651人、不明9人）によると、異性との交際経験を持つ1,531人（男性：619人、女性912人）中、デートDVの被害経験者は33.6%（男性：24.8%、女性39.4%）、うち4回以上の暴力を受けた経験者は17.1%（男性：14.1%、女性19.1%）でした。被害経験者に対し対応をたずねたところ、「なにも対応しない・我慢した」が60.6%（男性：79.2%、女性52.8%）で、被害を相談したかについては、「だれにも相談しなかった」が57.0%（男性：78.6%、女性48.0%）でした。



【平成27年市民意識調査】

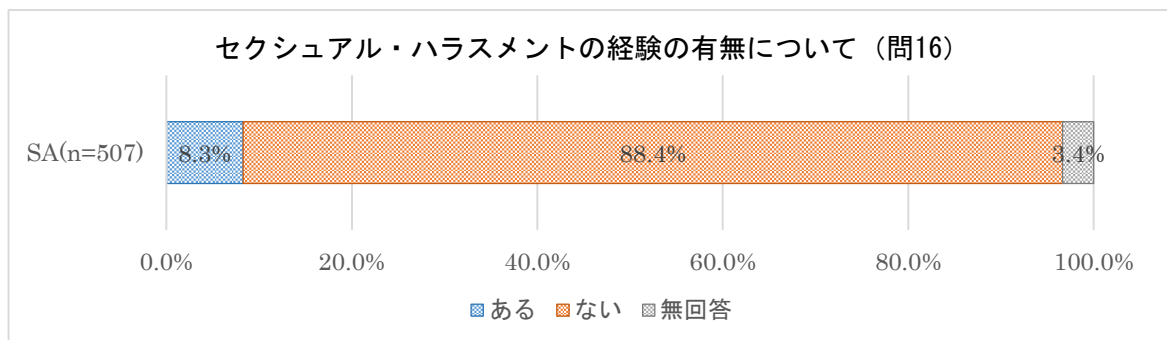
※参考



【平成15年市民意識調査】

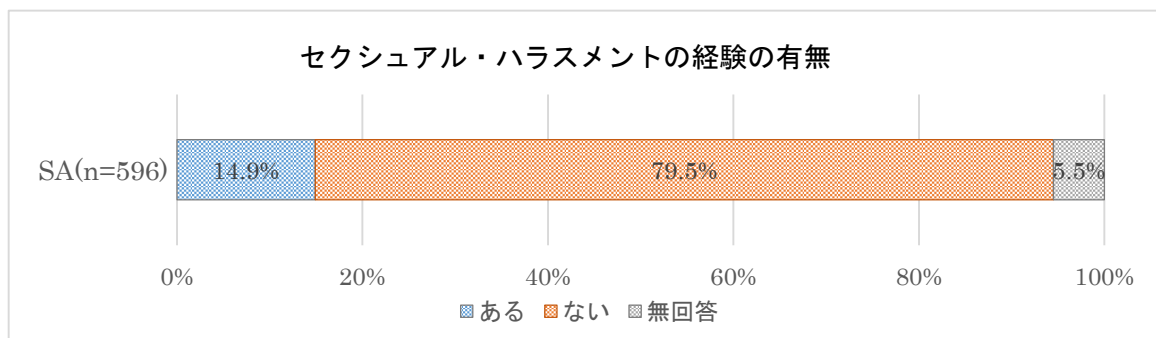
ドメスティック・バイオレンスについては、配偶者や交際相手など、親しい人から行われる暴力で、犯罪行為となる行為をも含む人権侵害であるにもかかわらず、その多くが家庭内で起こっていたり、個人的な問題としてとらえられがちで、表面化しにくい傾向があります。また、表面化したときには、すでに問題が深刻化しており、緊急な対応が求められる場合があります。そのため、こうした暴力を予防するための啓発や若年世代に対する教育・学習の充実を図っていく必要があります。また、被害者に対しては、相談しやすい体制の整備を進めるとともに、精神的な支援を含め、適切な支援が行えるよう関係機関との連携を強化していくことが必要です。

市民意識調査において、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの経験」をうかがったところ、8.3%の方が「受けたことがある」と答えました。受けたことがあると答えた方に対し、どこかに相談したかたずねたところ、「どこ（誰）にも相談しなかった」が50.0%で、会社の窓口や専門機関等に相談した方はほとんどいない状況でした。どこにも相談しなかった方の理由については、「相談しても無駄だと思ったから」が47.6%で最も高く、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」（28.6%）、「相談したことがわかると、解雇や降格など不利益を受けると思ったから」（19.0%）があげられました。



【平成 27 年市民意識調査】

※参考



【平成 15 年市民意識調査】

働く場においては、性別を理由とする差別的取り扱いやセクシュアル・ハラスメントが依然として存在しており、最近では、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取り扱い（マタニティ・ハラスメント）が大きく取り上げられるようになっていきます。これらの根絶を図り、どのような立場、背景を持った人でも、それぞれの人権が尊重され、互いを思いやり、差別を許さない意識や職場風土の醸成が求められています。また、被害者が、相談することにより不利益を被るかもしれないといった不安からどこにも相談できず泣き寝入りすることのないよう配慮されるとともに、相談しやすい窓口の整備と周知が必要です。

男女の人権の尊重は、男女共同参画の根底をなすものです。しかしながら、男女間におけるドメスティック・バイオレンスやストーカー行為、リベンジポルノ、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、あらゆる人権侵害による暴力が顕在化し多様化してきています。そしてその被害者の多くは女性です。これらの人権侵害による暴力は、男女共同参画社会の形成を著しく阻害するものです。そのため、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶に向け、それらを容認しない社会風土を醸成するとともに、被害を未然に防止するため、そうした暴力に対する正しい知識と認識を深めるための取り組みを一層強めていくことが必要です。また、被害に遭われた方の保護や相談などの支援体制の充実を図り、保護から自立支援に至る各段階における切れ目のない支援などあらゆる暴力の形態に応じた根絶のための総合的な取り組みが必要です。

■□■ 目 標 ■□■

互いを思いやり、あらゆる暴力と人権侵害を許さない意識を醸成するため、関係機関と連携・協力し、啓発活動と防止対策を推進するとともに、被害に遭われた方に対し、相談支援体制の充実と保護から自立に至るまでの切れ目ない支援体制づくりを推進します。

施策の方向1 暴力の根絶に向けた意識啓発

ドメスティック・バイオレンスなど、男女間における暴力の中には、被害者、加害者にその自覚がないために顕在化していないものもあります。

市民一人一人が男女の人権侵害によるあらゆる暴力に関して関心と知識を持ち、地域が一体となった暴力を許さない取り組みが必要です。そのため、あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、市民や事業者に対し学習の機会や情報を提供するなど意識啓発を推進します。

【具体的な施策】

- 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた正しい知識と認識のための啓発の推進
- 若い世代に対する、デートDVやリベンジポルノなど性暴力の予防啓発教育の推進

施策の方向2 被害者相談・支援体制の充実

男女間における暴力は、被害が表面化しにくいものもあり、被害者の尊厳を深く傷つけ、心身に大きなダメージを与えることもあります。また、被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等である場合には、その背景事情に十分に配慮し、被害者の属性等にに応じてきめ細かく対応する必要があります。こうした行為には、関係法令に基づき適切に対処するとともに、相談員や関係機関等支援者における二次的被害が生じないように、被害者の置かれている立場や心情に配慮した適切な対応を推進します。

また、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力等は、子どもに対して著しい心理的外傷を与え、人権を侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、児童虐待の一つとされています。そうした被害者の子どもに対する支援についても適切に対応します。

【具体的な施策】

- 被害者が相談しやすい体制づくり
- 被害者保護機関（配偶者暴力相談センター、婦人相談所、警察、児童相談所、茨城労働局雇用均等室など）との連携強化
- 児童相談所等関係機関と連携した被害者の子どもに対する心理的ケア等支援の推進
- 研修等による相談員等支援者の資質の向上

≪指標項目≫

10. DVを受けた経験があると回答した人の割合

現状		5年後
9.5%	→	目標値は設定せず、根絶を目指す

11. DVを受けた経験がある人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合

現状		5年後
36.2%	→	20%以下

重点目標 3 様々な生活上の困難や課題を抱える方への対応

◆◇◆ 現状と課題 ◆◇◆

本市の高齢化率は、平成 27 年 4 月 1 日現在で 27.2%、平成 24 年合計特殊出生率は 1.77 と少子高齢化が進行する中、高齢者や障がい者、妊婦や子ども連れの方など、社会で活動しようとするときに生活に障壁（バリア）を感じないよう対応を必要とする人は、今後ますます多くなっていくことが予想されます。

公共施設をはじめとする建築物、住宅、公共交通機関等におけるバリアフリー化は進展していますが、それぞれの取り組みによるものであり、社会生活全体を営もうとしたときにそれらが有機的に機能していない状況です。また、女性の視点を取り入れたまちづくりが進んだ結果、子育て中の女性が外出しやすい環境が一定程度整えられてきてはいるものの、子育て中の男性にとってその環境が不十分であるなど、誰もが社会参加しやすい環境が整っていない状況があります。

そのため、あらゆる場面において配慮を必要とする方々の社会生活上のバリアを除去する（「バリアフリー」）とともに、新たに施設等を整備する際には新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすいデザイン（「ユニバーサルデザイン」）にしていくことが必要であり、この両方に基づく取り組みをあわせて推進することが求められています。

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規雇用労働者の増加など就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化が進展する中で、貧困に陥る層が増加するなど、様々な生活上の困難を抱える人の増加が見られます。

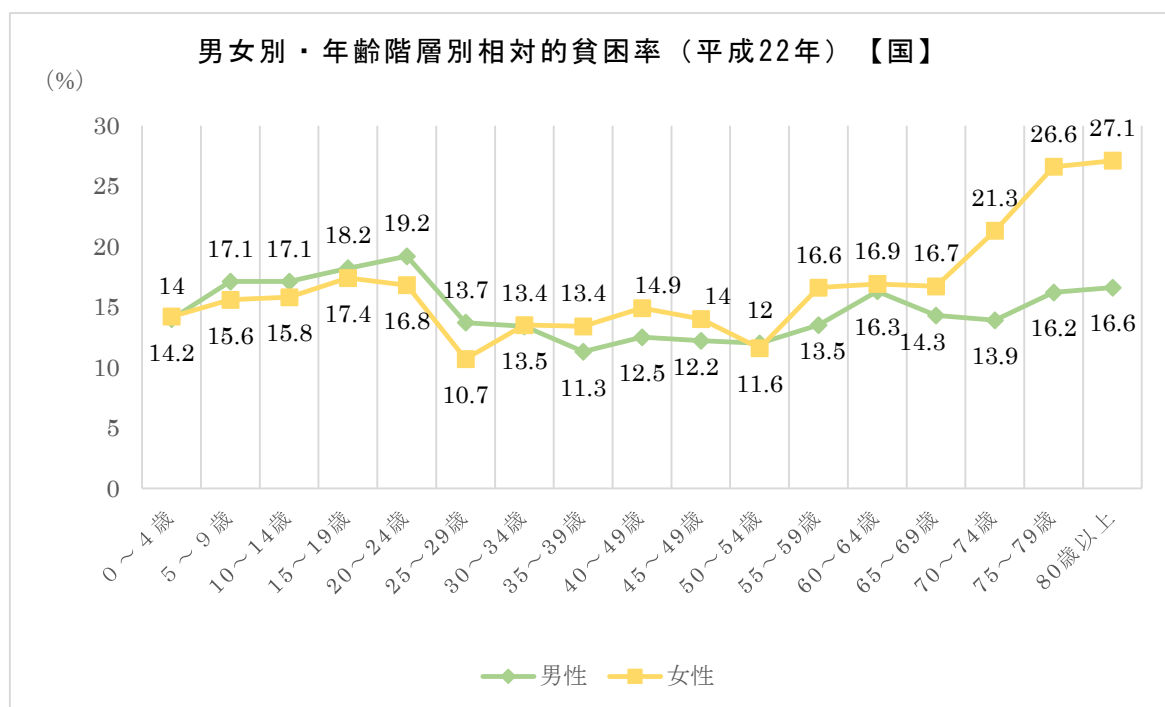
特に、ひとり親家庭や障がいのある方、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。とりわけ女性は、出産・育児等により就業を中断したり、非正規雇用に就きやすい就業構造や賃金等の男女間格差、女性に対するあらゆる暴力等を背景に、社会生活に支障をきたすなどで、男性に比べ、貧困に陥りやすい傾向があります。また、様々な生活上の困難が複合的に影響し、そうした状況が固定化し、さらには次世代に連鎖している実態も明らかになってきています。

我が国における子どもの相対的貧困率※は平成 3 年頃から上昇傾向にあり、平成 24 年には 16.3%で、6 人に 1 人が貧困ライン※を下回っています。このような経済的に困窮した状態は、保護者に精神的・身体的・社会的余裕がなくなるために、子どもの成長・発達や学習意欲、生活習慣、交友関係に大きく影響し、成長し社会に参加する機会を奪うことにつながります。

また、若年世代においても、社会的孤立化やニート、非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、男性にも厳しい雇用環境が拡大しています。

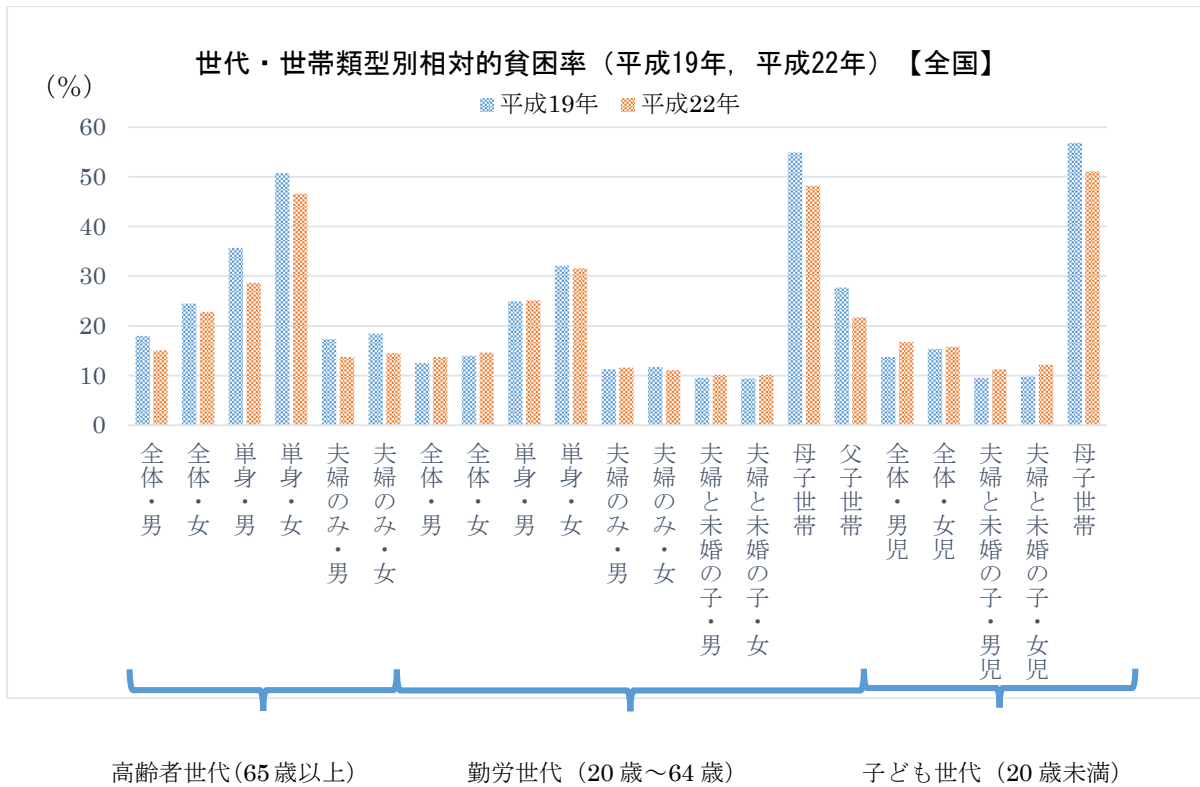
※相対的貧困・貧困ライン・相対的貧困率

「相対的貧困」とは、一定基準（貧困ライン）を下回る等価可処分所得（「世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除き、児童手当などの政府からの公的な援助を加えた所得）」を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない状況をいい、「貧困ライン」とは、日本の等価可処分所得の中央値の半分の値をいい、「相対的貧困率」は貧困ラインに満たない世帯員の割合のことをいう。



内閣府：「平成24年版男女共同参画白書」

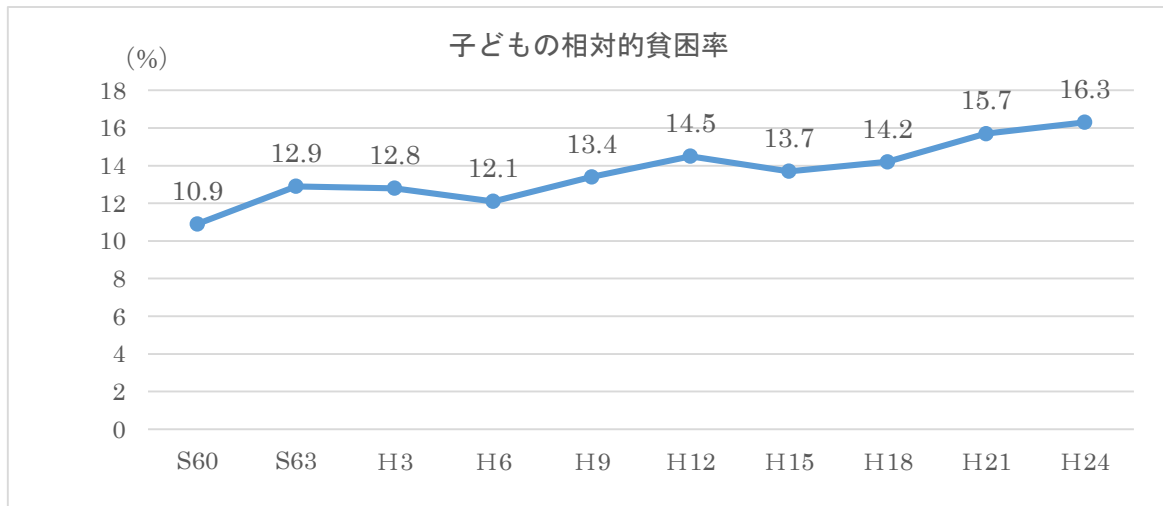
（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）を基に、内閣府男女共同参画局「生活困窮を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計により作成。



内閣府：「平成24年版男女共同参画白書」

(備考)

- 1 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年，平成22年)を基に，内閣府男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計により作成。
- 2 平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年。



平成27年版 子供・若者白書 厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づく。

(備考)

- 1 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。
- 2 大人とは18歳以上の者，子供とは17歳以下の者，現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 3 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

一方で、男性の単身世帯や父子世帯は、生活面や育児などの悩みを一人で抱えやすい傾向にあり、女性よりも経済的水準が高いものの、周囲に相談者がいないことや公的支援の対象になりにくいなど、地域から孤立化することが懸念されます。それらの背景には、固定的な性別役割分担意識などによる家庭や地域とのかかわりの希薄さや「男性だから」といった重圧などから他人に弱音を吐くことが難しく、精神面で孤立する傾向があることなどがあります。

さらに、災害時などは、平常時における社会の課題が一層顕著に現れます。東日本大震災の教訓として、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮した防災・減災対策、地域住民の自助・共助の取り組みの重要性が指摘されました。災害時も性別や年齢、障がいの有無や国籍、乳幼児や妊産婦などあらゆる人のニーズや状況に配慮した支援が大切です。そのためには、平常時から男女共同参画や多様な視点に立った防災・減災の取り組みについて理解を深め、災害時にそれらを実践することが必要です。

■□■ 目 標 ■□■

非正規雇用労働者やひとり親世帯など、生活上の困難に陥りやすい女性等が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困などの生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みを推進します。また、高齢者や障がい者、外国人などの社会的弱者が安心して暮らし、社会参画できるよう支援します。

施策の方向1 ユニバーサルデザインによる環境整備の推進

年齢や性別、障がいの有無や国籍などを問わず、可能な限りすべての人が人権と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安心・安全で豊かに暮らせる社会を構築するためには、はじめからあらゆる人のニーズに対応し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して改善していくことが必要です。そのため、これまでのバリアフリーの考え方に加え、ユニバーサルデザインの視点にたち、多様な関係者と共に連携・協力し、安心・安全な生活環境の整備を推進していきます。

【具体的な施策】

- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発
- ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設、公共交通等社会環境の整備
- 事業者等に対する施設設備やサービス等のユニバーサルデザイン化の働きかけ

施策の方向2 ひとり親家庭等の自立支援の充実

ひとり親世帯は、経済的な面や子育てなどの生活における不安が大きく、仕事と家庭の両立も難しいことなどから、社会的・精神的・経済的に不安定な状況に置かれがちなため、特段の配慮と支援が必要です。個々の状態に合わせて、生活支援や就業支援、経済的支援を行うとともに、情報の提供や相談支援体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

- ひとり親世帯に対する各種支援制度の周知
- 母子・父子自立支援員による自立に向けた相談支援体制の充実
- ひとり親家庭等に対する医療費の助成や生活資金貸付などの経済的支援の充実

施策の方向3 高齢者が安心してその人らしく暮らせる環境の整備

高齢者が自分らしく充実した生活が送れるよう、はつらつ長寿プラン21に基づき、総合的な支援体制を推進します。

【具体的な施策】

- 地域包括ケア体制の強化
- 生きがいづくりと社会参加の促進
- 健康づくりの推進

施策の方向4 障がい者等が安心してその人らしく暮らせる環境の整備

障がいや疾病があっても、その人らしい充実した生活が送れるよう、21 鹿嶋市障がい者プランに基づき、総合的な支援体制を推進します。

【具体的な施策】

- 在宅福祉サービス・地域生活移行の支援
- 就労の促進
- 障がいの早期発見、療育体制の充実
- 相談支援体制の充実

施策の方向5 災害により困難に直面するあらゆるニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備えや避難所運営、被災者支援等を実施する必要があります。このため、市地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、避難所運営マニュアルについても、男女共同参画の視点を踏まえた内容となるよう配慮が必要です。また、性の違いに配慮した防災対策を推進するため、防災分野における政策・方針決定過程における女性の登用に取り組むとともに、消防団等、防災活動の現場における女性の参画を拡大します。

【具体的な施策】

- 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の点検
- 男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルの点検
- 災害時における女性に対する暴力等の予防のための取り組みと相談窓口の設置
- 防災分野における政策・方針決定過程における女性登用の推進
- 防災活動の現場における女性の参画の推進

